

緑の風 FAX版

NO. 28

2013年1月30日

JR東労組
本部情宣部

美世志会地位確認訴訟控訴審始まる！



**ハツ田さん、小黑さんを即時職場復帰させろ！
会社は懲戒権の濫用を認め、控訴を取り下げるべきだ！**

昨年10月17日、東京地裁は美世志会の地位確認訴訟でハツ田さん、小黑さんの解雇無効判決を出しました。残念ながら梁次さんら他4名については棄却という不当な判断ではありましたが、会社の懲戒権の濫用を認めたという点で、今後のたたかいへの大きな橋頭堡となる判決でした。

しかし会社は、東京高裁に対して、「解雇無効判決は受け入れられない」と控訴したのです。

控訴審で会社は「安全の基礎となる職場秩序を乱した」と言っていますが、当時の浦電管理者は「職場に問題はなく、Y君の退社は自己都合」であると認めているように、美世志会や浦電分会の仲間たちは「安全な職場環境・秩序を守るため」Y君に反省を促したにすぎないのです。

控訴審第1回口頭弁論の報告集会では、中村弁護士から会社の主張の矛盾点と控訴審のポイントをわかりやすく解説していただき、美世志会からも控訴審で勝利する力強い決意が述べられました。

安全第一・風通しのいい職場をつくるため

全組合員で議論を巻き起こしていこう！